



特別市

費用
無料

(特別自治市)

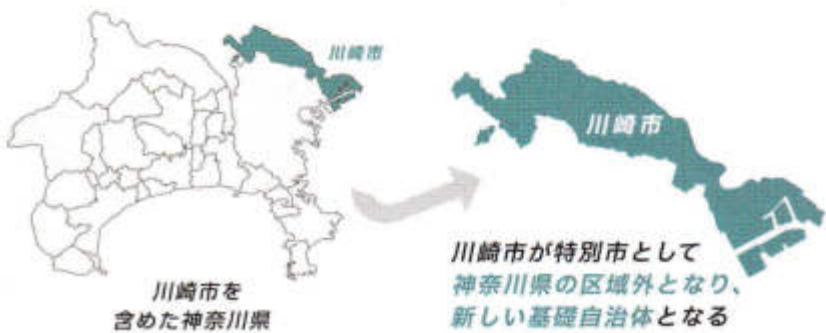
出前説明会

団体・グループ等を対象に、市の職員がお伺いし、
川崎市がめざす特別市について概要をご説明する
「出前説明会」を実施します。
まずはお気軽にお問い合わせください。

特別市とは？

県の区域外となり、市が県の機能を全て持ち、
権限と財源を市に一本化する制度です。

特別市は、指定都市とは異なる新しい自治体
のかたちです。川崎市だけではなく、他の指定都市と
ともに法制度化をめざしています。



川崎市 総務企画局 都市政策部 地方分権・特別市推進担当

☎ 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

□ 044-200-0386 □ 044-200-3798 □ 17tihobu@city.kawasaki.jp

裏面のご案内をご覧の上、
お申し込みください。



特別市出前説明会のご案内

川崎市では、職員が市民の皆さまのもとにお伺いし、特別市についてご説明する「出前説明会」を実施しています。

自治会・町内会等の団体や各種サークルなど、少人数のグループでも構いません。ぜひお気軽にお問い合わせください。

出前説明会の内容

お知りになりたいこと等のご希望を事前にお聞きして、内容を決定します。

【出前説明会の例】

1. 動画「川崎市は特別市をめざします」の上映
2. 川崎市がめざす特別市についてのご説明
3. 質疑応答、意見交換

申し込みについて

- 対象：特別市について興味をお持ちの団体・サークルなどのグループ
- 説明時間：30分～1時間程度（ご相談の上、決定いたします。）
- 会場：お申し込みされる方がご用意ください。（ご相談の上、決定いたします。）
- 費用：無料
- 申し込み方法：申し込みフォーム、Eメール、FAXのいずれか。
Eメール、FAXの場合は、①代表者様の氏名（ふりがな）、
②グループ名、③参加人数、④希望する日時、⑤会場、
⑥動画上映環境の有無、⑦電話番号を記載して、お送りください。

申し込み方法



申し込みフォームから

<https://logoform.jp/form/FUQz/147074>



メールから

17tihobu@city.kawasaki.jp



FAXから

044-200-3798

※ 6分程度の動画を上映します。なお、動画上映環境がない場合でもご説明は可能です。

※お申し込みいただきましたら、担当者よりご連絡いたします。

※いただいた個人情報は、出前説明会に関する目的にのみ使用します。